

稻城市立学校の通学区域に関する基本方針

令和 6 年 10 月
稻城市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 現状	
(1) 児童・生徒数の推移	1～2
(2) 学校規模の推移	2～3
(3) 学校規模の現状	3
2 今後の推移	3
(1) 今後の児童・生徒数の推移	4
(2) 今後の学校規模の推移	4
3 課題	4
4 通学区域の考え方	
(1) 通学区域制度の基本的な考え方	4～5
(2) 通学区域設定にあたっての基本的な考え方	5
5 通学区域の変更	
(1) 第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への通学区域の変更	5～6
(2) 向陽台小学校区及び第三小学校区から城山小学校区へ通学区域の変更	6
(3) 第四小学校区から第六小学校区への通学区域の変更及び第一中学校区 から第四中学校区への通学区域の変更	7
6 適用開始時期	7
7 経過措置の考え方	7～8
8 今後について	8

はじめに

本市では、南山東部地区をはじめとする、土地区画整理事業などの都市基盤整備や開発の進展に伴い、まちなみや道路状況の変化、児童・生徒数の変動など、子どもたちを取り巻く教育環境が変化している。

こうした状況の中、概ね5年ごとに「稻城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、通学区域のあり方などについて検討していただいている。前回は、平成28年度から平成29年度にかけて検討し、その検討結果を踏まえ、平成29年度に「稻城市立学校の通学区域に関する基本方針」を策定した。

前回の基本方針を策定してから約6年経過し、市内の開発状況に伴う児童・生徒数の変動により、学校規模と児童・生徒数の不均衡が生じるなど、施設面や通学区域に課題を抱える地域も出てきた。

このため、市立小中学校の教育環境をより良いものとするため、令和5年5月に、学識経験者、学校関係者、保護者代表、地域活動関係者等からなる「稻城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、通学区域の見直しについて延べ6回議論していただいた。

議論の中で出された通学区域変更案について、通学区域変更によって影響が生じる地域の学校関係者、保護者代表、地域活動関係者からなる「稻城市立学校学区変更検討会」において意見を伺い、その意見を踏まえ、検討委員会から令和6年6月に「稻城市立学校の学区のあり方に関する検討結果報告書」が教育長に提出された。

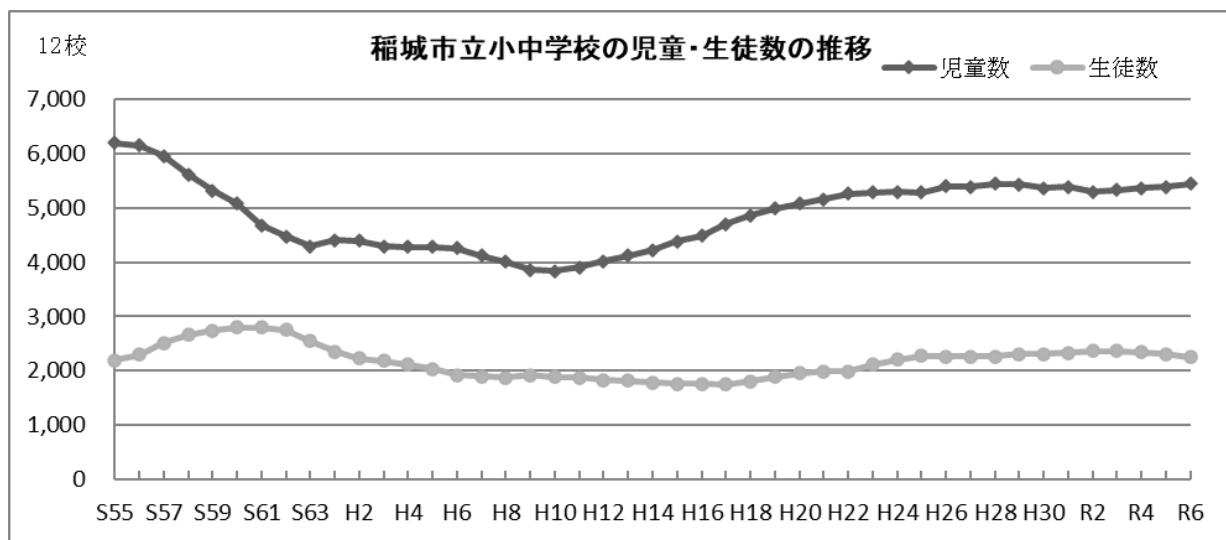
市教育委員会では、この報告書の内容について住民説明会を2回開催し市民に周知を図ったうえで、「稻城市立学校の通学区域に関する基本方針」を策定した。

1 現状

(1) 児童・生徒数の推移

本市の児童数は、昭和55年度の6,201人をピークに、平成10年度の3,836人まで減少したが、その後、徐々に増加し、令和6年度には5,445人と、ピーク時の87.8%となっている。

また、生徒数については、児童数のピークから5年後の昭和60年度の2,805人をピークに、平成17年度の1,750人まで減少したが、その後、徐々に増加し、令和6年度には2,252人と、ピーク時の80.3%となっている。

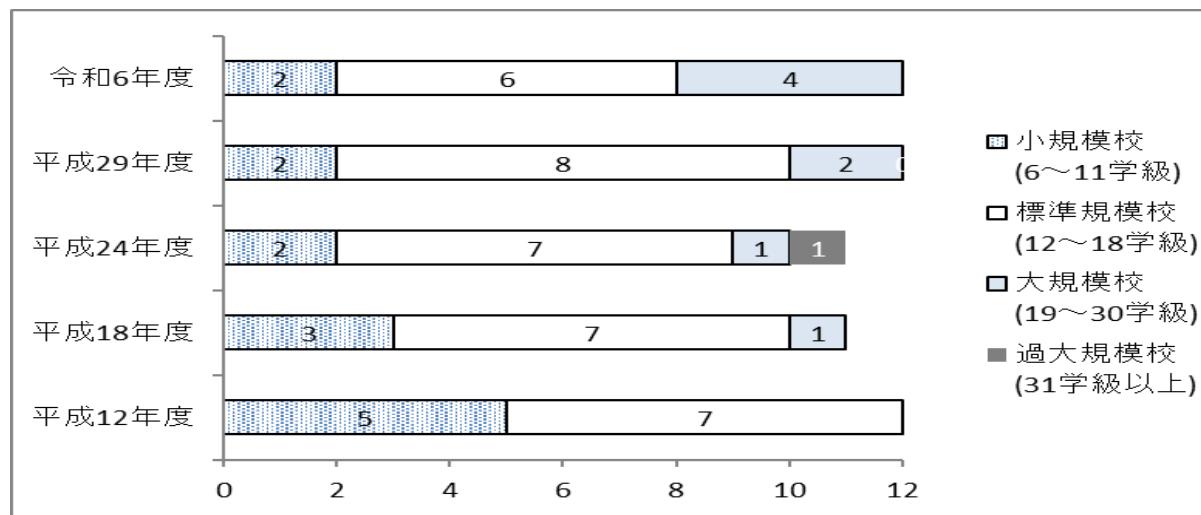


(街びらき:昭和 63 年向陽台、平成 7 年長峰、平成 11 年若葉台。平成 18 年多摩ニュータウン事業完了。)

(2) 学校規模の推移

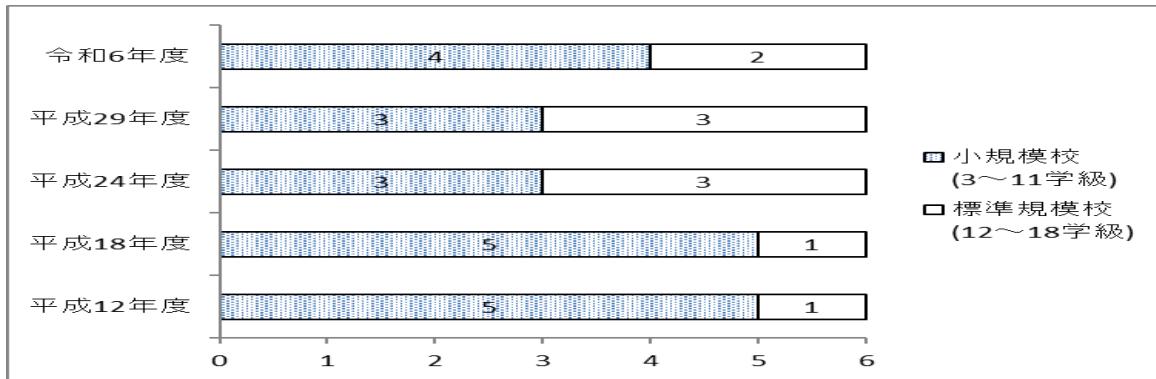
学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）では、小中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下の標準的な学級規模校と定めている。また、小学校 6 学級以上 11 学級以下、中学校 3 学級以上 11 学級以下を小規模校、19 学級以上 30 学級以下を大規模校、31 学級以上を過大規模校としている（「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」による。）。市立小中学校における推移は次の表のとおりである。

【小学校】



(平成 14 年度平尾小学校設置(稲城第五、第八小学校廃止)。平成 27 年度南山小学校設置。)

【中学校】



(昭和 63 年度稻城第五中学校設置。平成 11 年度稻城第六中学校設置。)

(3) 学校規模の現状

小学校においては、12 校中 2 校が小規模校、6 校が標準規模校、4 校が大規模校となっており、中学校では、6 校中 4 校が小規模校、2 校が標準規模校となっている。

小学校児童数・学級数 (令和6年5月1日現在)

小学校名	児童数	学級数	小学校名	児童数	学級数
稻城第一	470	17	向陽台	372	12
稻城第二 <small>(小)</small>	226	9	城山 <small>(小)</small>	165	6
稻城第三	485	17	長峰	275	12
稻城第四 <small>(大)</small>	573	19	若葉台 <small>(大)</small>	633	20
稻城第六	341	13	平尾 <small>(大)</small>	716	23
稻城第七	466	16	南山 <small>(大)</small>	622	20
			合計	5,344	184

中学校生徒数・学級数 (令和6年5月1日現在)

中学校名	生徒数	学級数	中学校名	生徒数	学級数
稻城第一 <small>(小)</small>	384	11	稻城第四 <small>(小)</small>	243	8
稻城第二 <small>(小)</small>	317	10	稻城第五	416	12
稻城第三	564	16	稻城第六 <small>(小)</small>	283	9
			合計	2,207	66

※ 小…小規模校、大…大規模校、無印…標準規模校。

※ 特別支援学級を含まない。

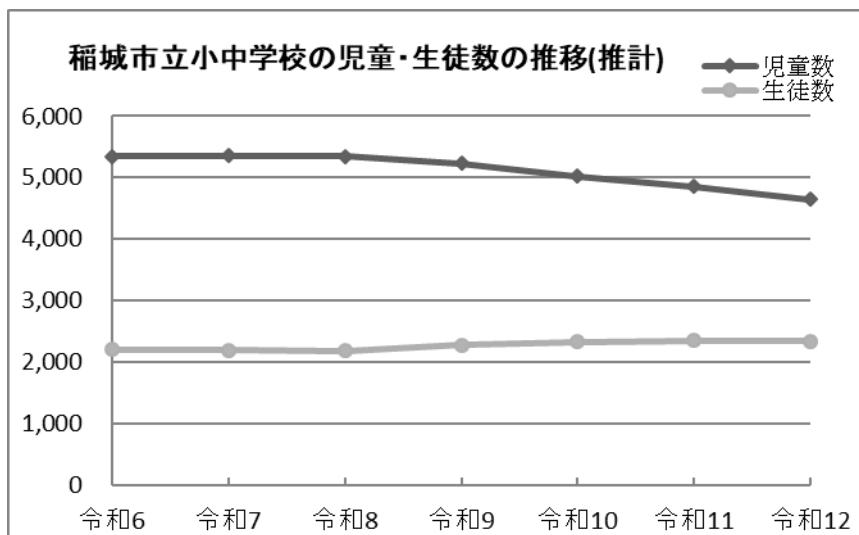
2 今後の推移

学級編制基準を、令和 7 年度から小学校全学年を 35 人学級とし、中学 1 年を 35 人学級、他学年を 40 人学級とした上で、稻城南山東部土地区画整理事業、稻城小田良土地区画整理事業の新規転入見込み数を考慮したうえで、6 年間の児童数・生徒数・学級数の推移を予測した。

なお、児童数・生徒数・学級数の推移予測にあたっては、稲城南山東部土地区画整理事業、稲城小田良土地区画整理事業以外の区画整理事業やその他の開発行為による影響について、把握や推計が難しいことから実際の学級数等が推移予測と異なることも予想される。

(1) 今後の児童・生徒数の推移

今後の児童・生徒数は、全体としては、ほぼ横ばいで推移していくと見込まれる。



(2) 今後の学校規模の推移

現状の通学区域を維持した場合、小学校では、現在、小規模校である稲城第二小学校が令和8年度から標準規模校になる見込みである。中学校では、小規模校である稲城第二中学校が令和8年度から標準規模校になることが見込まれる。また、標準規模校である稲城第五中学校が令和9年度から小規模校になることが見込まれる。

3 課題

現状の通学区域を維持した場合、稲城第二小学校は、将来的に普通教室数が不足することが予測される一方で、城山小学校は、全校児童が100人を割り込むことが予測される。

また、稲城第六小学校はほとんどの児童の中学校区が稲城第一中学校となっている中で、一部の児童の中学校区が稲城第四中学校となっている。

4 通学区域の考え方

(1) 通学区域制度の基本的な考え方

本市では、学校教育法施行令第5条第2項に基づき、「稻城市公立学校学区に関する規則」において、通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。

通学区域を定めることは、通学上の負担軽減、安全性の確保、災害時の対応や、児童・生徒数の増減等において計画的に学校施設等の整備を図るうえでも、また、児童・生徒が自分たちの生活圏で成長していくためにも重要であると考える。

このことから、本市においては、通学区域による指定校制を採用しており、今後もこれを維持し、遵守していくことを基本とする。

(2) 通学区域設定にあたっての基本的な考え方

通学区域設定にあたっては、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわり等の視点で総合的に判断する。

ア 普通教室として使用可能な教室数において、可能な限り、余裕をもった学級数を確保し、学校規模の適正化を図る。

イ 通学距離については、小学校は概ね 2 km 以内、中学校は概ね 3 km 以内を原則とし、児童・生徒の通学の負担及び登下校時の安全面に配慮する。(「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」によると「小学校は概ね 4 km 以内、中学校は概ね 6 km 以内」が適正とされている。)

ウ 学校は、地域と密接にかかわっており、地域活動の拠点ともなっているため、地域コミュニティに配慮する。

エ 中学校への進学については、在学する小学校を学区域とする中学校へ進学することとする。

5 通学区域の変更

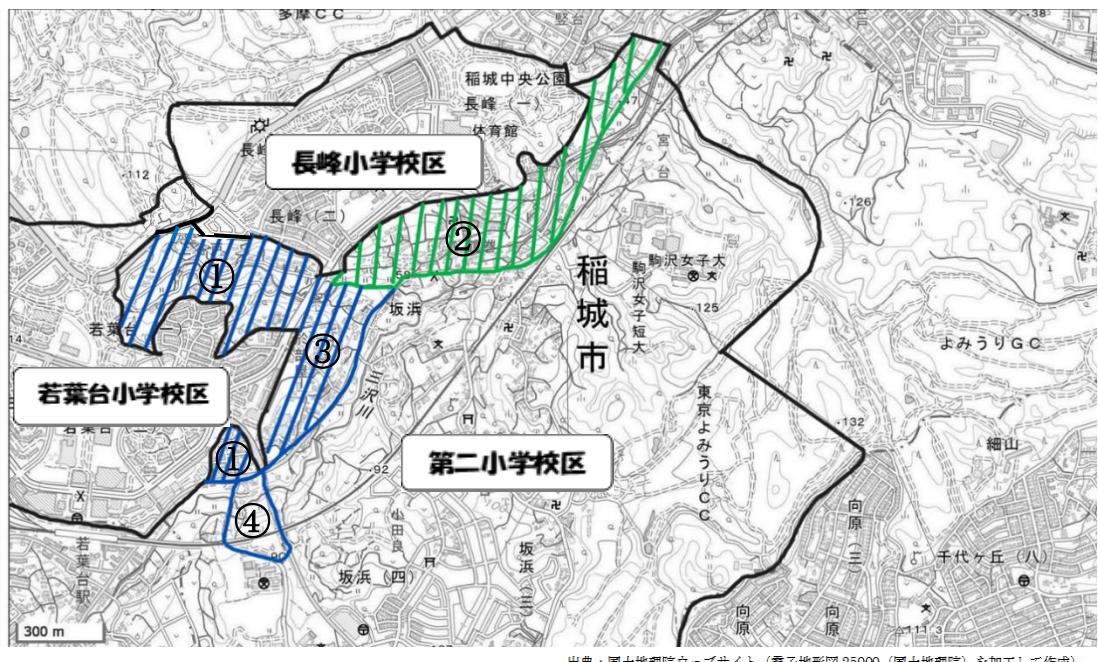
(1) 第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への通学区域の変更

①第二小学校区のうち、上谷戸地区における若葉台 1 丁目の地域及び平尾から若葉台へ抜ける道路と鶴川街道との交差点に隣接する若葉台 2 丁目の地域は、地域の一体性、稻城第二小学校の学校規模を考慮し若葉台小学校区とする。ただし、若葉台 1 丁目は長峰小学校も選択できることとする。

②第二小学校区のうち、上谷戸川以北かつ鶴川街道以北の坂浜地域は、通学距離、安全性及び稻城第二小学校の学校規模を考慮し長峰小学校区とする。

③第二小学校区のうち、上谷戸川以南かつ鶴川街道以北の坂浜地域は、通学距離、安全性及び稻城第二小学校の学校規模を考慮し若葉台小学校区とする。

④第二小学校区のうち、東京都立若葉総合高等学校北側における開発地域については、歩道の整備状況等も考慮し、若葉台小学校も選択できることとする。



出典：国土地理院ウェブサイト（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

（2）向陽台小学校区及び第三小学校区から城山小学校区への通学区域の変更

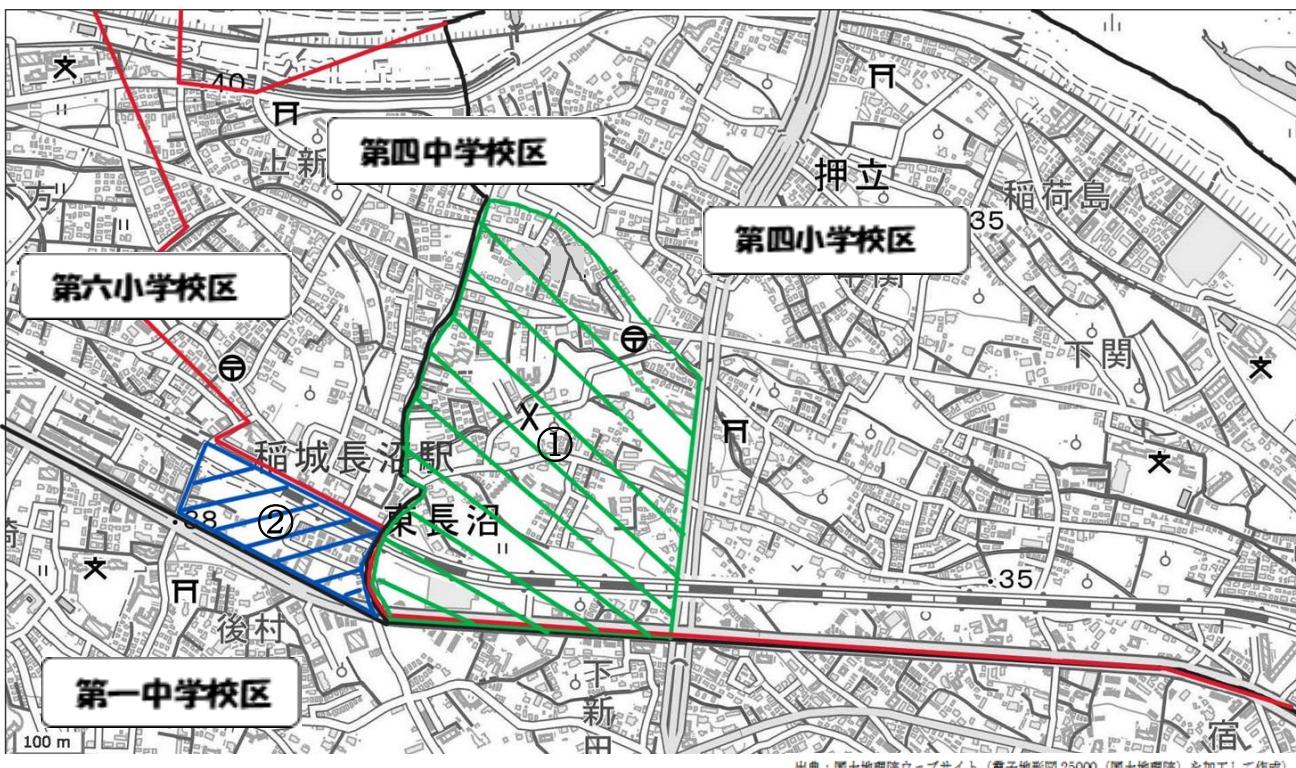
- ①向陽台小学校区のうち、向陽台2丁目は、城山小学校の児童数の減少を鑑み、城山小学校区とする。ただし、向陽台小学校も選択できることとする。
- ②第三小学校区のうち、大丸864番地から大丸866番地までは、現在の通学状況等を考慮し、城山小学校区とする。ただし、第三小学校も選択できることとする。



出典：国土地理院ウェブサイト（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

(3) 第四小学校区から第六小学校区への通学区域の変更及び第一中学校区から第四中学校区への通学区域の変更

- ① 第四小学校区のうち、東長沼地区で稻城大橋通りまでの区域は、中学進学に当たり、新たな人的交流による今後の児童の成長を見込み、第六小学校区とする。
- ② 第一中学校区のうち、稻城長沼駅から川崎街道までの地区は、今後の人団推計等を鑑み第四中学校区とする。



6 適用開始時期

新学区域の適用開始時期は令和7年4月1日とする。

7 経過措置の考え方

- (1) 経過措置の期間については、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とし、対象地域の児童・生徒の心身に影響を及ぼさないよう配慮する。
- (2) 措置期間における在校生への対応について
 - ① 学区域変更前の学校に在学している児童については、卒業まで継続して就学することができる。
 - ② 学区域変更対象区域に住む在学児童は、新学区域の学校へ転校することができる。
 - ③ 兄弟姉妹関係に配慮し、弟・妹が新学区域の学校に入学するのに併せて転校することができる。
- (3) 措置期間における新入学児童・生徒への対応について
 - ① 兄・姉が学区域変更前の学校に在学している場合は、旧学区域の学校への通学が認

められる。

- ② 兄・姉が学区域変更前の学校に在学していない場合は、新学区域の学校に入学することとする。

8 今後について

市教育委員会では、概ね5年ごとに適正学区等の検討を行うこととしているが、国・都の施策の動向や開発の進展具合など、教育環境を取り巻く状況が大きく変化した場合は、基本方針を適宜見直すこととする。